



2024年7月1日

弊社サービスへご契約中の組織の皆様へ

### 解約やサービス種類変更に係る届出締切日の変更について

#### 1. 届け出の締切日を変更

1) 解約やサービス種類変更に係る届出の締切日を、以下内容に変更いたします。

旧	新
解約又は変更を適用する月の前月の <b>末日</b> までに書面で届け出が必要	解約又は変更を適用する月の前月の <b>15日</b> までに書面で届け出が必要

2) ご契約中のお客様は、2024年8月受付分より上記の締切日とさせていただきます。  
これにより、8月15日までに受理した変更届は、翌9月1日に反映しますが、8月16日  
以降に受理した変更届は、10月1日の反映となります。ご注意ください。

#### 2. 「基本契約書」の変更

1) 上記の変更により、基本契約書の第3条が以下のとおり変更となります。

旧	新
<b>第3条(解約及び種類の変更)</b> 1.甲は、本サービスの解約又は本サービスの種類を甲の裁量で変更することができ、本サービスの解約又は本サービスの種類を変更する際は、解約又は変更を適用する月の前月の <b>末日</b> までに、その旨を乙に書面で届け出るものとする。	<b>第3条(解約及び種類の変更)</b> 1.甲は、本サービスの解約又は本サービスの種類を甲の裁量で変更することができ、本サービスの解約又は本サービスの種類を変更する際は、解約又は変更を適用する月の前月の <b>15日</b> までに、その旨を乙に書面で届け出るものとする。

#### 2) 変更に関する追加覚書締結の省略について

契約の変更に当たり、その手続きに関しまして、以下より選択をいただきたく存じます。

- ① 本通知書をもって契約変更に合意（追加覚書の締結はしない）
- ② 第3条変更に関する追加覚書の締結を希望する



お客様におかれまして、②を選択される場合は、2024年7月15日までに下記までご連絡ください。ご連絡が無い場合は、①を選択いただけたものとみなし、追加覚書の締結は、これを省略させていただきます。

※②の「追加覚書」を締結する場合の連絡先： [keiyaku@armstandard.com](mailto:keiyaku@armstandard.com)

「解約・変更の届出に関する追加覚書」は下記 URL よりダウンロードできます。

URL <https://www.armstandard.com/contract-revision-2024/>

以上

ご意見やご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

**【お問合せ先】**

アームスタンダード株式会社 契約担当

TEL : 03-3666-8788 mail : [keiyaku@armstandard.com](mailto:keiyaku@armstandard.com)